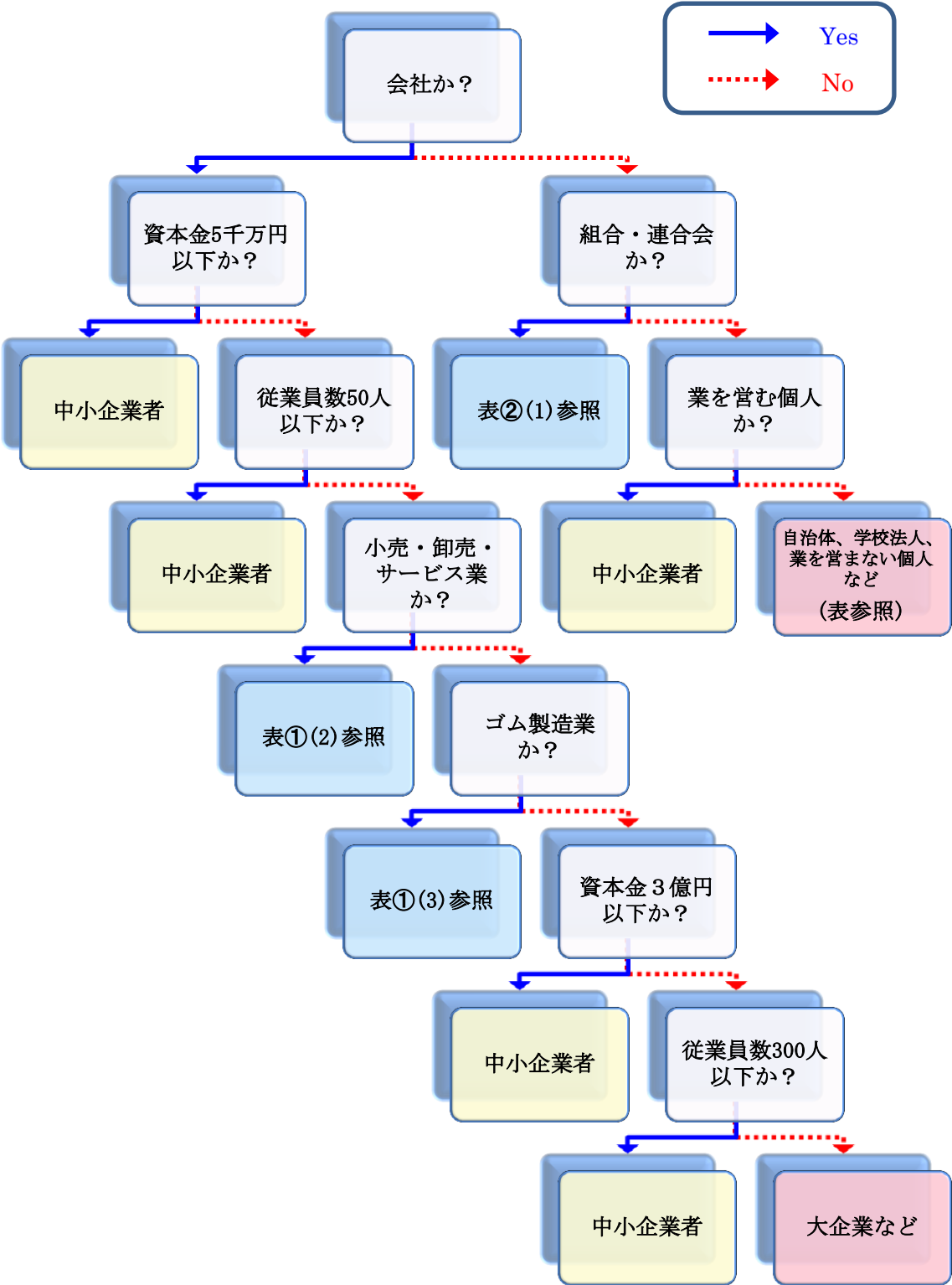


中小企業者簡易判定シート



1 「中小企業者」の定義

①中小企業者（会社、個人）

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準	判定フロー
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	または 300人以下	(3)
ゴム製品製造業の一部※	3億円以下	または 900人以下	
卸売業	1億円以下	または 100人以下	(2)
小売業	5千万円以下	または 50人以下	
サービス業	5千万円以下	または 100人以下	
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	または 300人以下	
旅館業	5千万円以下	または 200人以下	

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

(根拠：中小企業等経営強化法 第二条 及び 同施行令 第一条)

②中小企業者（組合、連合会）

種別	対象となる要件	判定フロー
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし	(1)
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が①に示す中小企業者であること	

(根拠：中小企業等経営強化法 第二条 及び 同施行令 第一条)

2 関西広域連合の府県（京都府以外）

都道府県	備考
滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	奈良県は対象外（広域産業振興分野は不参加）

(根拠：京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 別表 及び

京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由 第2項 備考)

3 利用料金増減率

申請者所在地 本社等所在地	京都府内	関西広域連合内	その他
京都府内	中小企業者：0.8 ^{※1} その他（大企業）：1.0	中小企業者：0.8 ^{※1} その他（大企業）：1.0	中小企業者：0.8 ^{※1} その他（大企業）：1.0
京都府外	中小企業者：0.8 ^{※1} その他（大企業）：1.0	1.0 ^{※3}	一般機器：1.5 ^{※2} 国貸与機器：1.0 ^{※4}

※1 根拠 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 付則 及び 京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由 第1項

※2 根拠 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 別表 備考 及び 京都府手数料徴収条例施行規則 別表第1 備考2

※3 根拠 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 別表 備考 及び 京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由 第2項

※4 根拠 京都府中小企業技術センター機械器具貸付規則 別表 備考 及び 京都府手数料徴収条例施行規則に基づく手数料を減じる理由 第3項

対象 (機器貸付) レーザーラマン顕微鏡、マイクロフォーカスX線CT (依頼試験) ラマン分光(分光分析)、マイクロフォーカスX線CT (非破壊試験)